

令和8年度EBPM基礎研修実施業務に係る委託仕様書

1 業務名称

令和8年度EBPM基礎研修実施業務

2 業務目的

本市職員がEBPM（証拠に基づく政策立案）の重要性を理解し、業務上の課題解決と市民サービスの向上につながるデータ分析スキル及び効果的な政策の設計スキルを取得すること。

3 業務内容

- ・本市職員に向けて、「データ分析スキル習得研修」及び「論理的政策設計研修」の講義内容を検討し、講師として講義を行うこと。必要に応じて講義資料を作成すること。
- ・「データ分析スキル習得研修（基礎編及び実践編）」については、理解度を測るための設問及び解答を10問程度作成すること。

(1)研修内容

- ・研修は全15回程度とし、前半5回を「データ分析スキル習得研修（基礎編）」、中盤5回を「データ分析スキル習得研修（実践編）」、後半3～5回を「論理的政策設計研修」とする。
- ・研修時間は1回あたり2～3時間とする。
- ・各研修の内容は以下のとおりとする。

【データ分析スキル習得研修（基礎編）：第1回～第5回】

EBPMの実践に必要となる基礎知識及びRを用いた基本的な分析手法の習得を目的とする。

- ・EBPMの基礎（考え方、因果と相関の違い、指標・仮説設定の基本等）
- ・Rの基礎（RStudioの基本操作、RProjectの利用、作業フォルダ・データ管理の基本）
- ・統計の基礎（記述統計、分布、相関等）
- ・データ整形（前処理、欠損・外れ値の扱い、集計等）
- ・データの可視化及び見方（グラフ作成、読み取りの留意点等）
- ・回帰分析の基礎（線形回帰：単回帰及び重回帰）

【データ分析スキル習得研修（実践編）：第6回～第10回】

基礎編で扱った内容を踏まえ、予測モデルの構築・評価の考え方を学ぶとともに、実データを用いた分析及び発表を行う。

- ・データ分析の設計（目的、仮説、方法、結果、結論）
- ・線形回帰を用いた予測（モデル構築、解釈、評価の実践）
- ・ロジスティック回帰を用いた予測（分類問題の基礎、評価の考え方）
- ・決定木を用いた予測（モデル構築、特徴量の解釈、評価）
- ・受講生による分析の実施及び発表の機会を設けること。なお、分析は2～3名を1チームとする。

ムとして実施する。

【論理的政策設計研修：第11回～】

政策設計の概要を学ぶところから、参加者が実際に担当する業務について学んだ内容を活かして実践を行う。研修の回数については契約後に別途協議の上決定する（最低3回、最大5回を想定）。

- ・政策設計について
- ・政策設計の実践
- ・実践結果の発表、フィードバック

(2)研修実施期間

令和8年6月～令和9年2月

※データ分析スキル習得研修（基礎編）は6月22日（月）以降に開始とし、原則2週間に1回のペースで実施すること。その他の研修については別途協議とする。

(3)実施場所

神戸市役所1号館（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）会議室

※実施場所の詳細については別途本市より連絡する。

(4)受講者

30名程度

(5)その他

以下の研修準備については本市で実施する。

- ・受講者の募集と会場準備
- ・受講者の環境準備（Rのインストール、資料の配布等）

4 契約の種類・契約方法

委託契約・総価契約

5 支払方法

一括払い

6 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

7 業務の進捗報告・成果物

- ・業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的に報告及び調整を行うこと。

・成果物は以下の表のとおりとする。なお、電子データにて送付すること。

成果物	提出方法	提出期限	補足
講義資料 一式	電子データ	各講義の1営業日前	<ul style="list-style-type: none"> ・講義資料、演習手順、演習データ、サンプルコード、理解度テスト（設問・解答）等 ・講義資料の枚数指定なし
実施 報告書	電子データ	最終講義日から30日以内 ※休日の場合は直前の開庁日	<ul style="list-style-type: none"> ・任意様式 ・枚数の指定なし

・実施報告書は、以下の項目を記載すること。

- ①実施概要（実施日、テーマ、実施方法、参加状況）
- ②実施内容の要点（扱った範囲、演習の概要）
- ③良かった点（運営・教材・理解促進の観点から）
- ④課題及び要因（運営面・内容面を含む）
- ⑤次回に向けた改善案
- ⑥運営側との調整事項（次回実施時に事前に合意が必要な事項があれば）

8 留意事項

(1)業務責任者の通知

受託者は契約締結後、本業務を統括する責任者及び連絡窓口を定め、業務を始める前に「業務責任者通知書」を神戸市へ提出すること。

(2)著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3)秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4)記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5)第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(6)費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7)情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(8)再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に「再委託承諾申請書」を提出し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(9)その他

本業務の内容に疑義が生じた際は、本市と協議の上定めること。特に研修内容についてやむをえず変更する必要が生じた場合には、その理由とともに、具体的な変更内容を神戸市に提案し、承認を得ること。

9 添付資料

- ・ 様式1 業務責任者通知書
- ・ 様式2 再委託承諾申請書

(様式1)

業務責任者通知書 (□当初 □変更)

令和8年 月 日

企画調整局長 あて

受託者

住所 _____

氏名 _____

下記のとおり業務責任者を選任しましたので、通知します。

委託業務の名称	令和8年度 EBPM 基礎研修業務実施業務
契約締結日	令和8年 月 日
履行期限	令和9年3月31日
委託金額	円 (うち、消費税額 円)
業務責任者	氏名 部署・役職 連絡先 (TEL)

(様式2)

再委託承諾申請書

令和8年 月 日

企画調整局長 あて
(甲)

受注者(乙)

住所 _____

氏名 _____

(提出者：業務責任者 _____)

委託契約約款第2条第2項の規定に基づき、下記委託業務を再委託したいので承諾願います。

業務の名称	
再委託の業務内容	
再委託先	(住所) (法人名) (代表者)
再委託先予定金額	円 (うち、消費税額 円)
その他特記事項	

[再委託の条件]

- 再委託先は、この承認に係る契約の全部または大部分を第三者に履行させてはなりません。再委託先がこの契約の一部を第三者に履行させる場合(二次再委託)には、受注者(乙)は本市(甲)による事前の承認を得る必要があります。以下、二次再委託先がさらに第三者に履行させる場合等(三次以降の再委託)も同様とします(二次以降の再委託を「再々委託等」とします)。
- 再委託先、再々委託先等は、再委託、再々委託等に係る業務の履行のほか、一括再委託(一括下請負)、一括再々委託等の禁止、個人情報等の保護、情報セキュリティポリシー等の遵守、暴力団等の排除に関する措置、適正な賃金の支払に関する措置など本契約における受注者(乙)が負う義務と同様の義務を負うものとします。
- 再委託先、再々委託先等による再委託、再々委託等に係る業務の履行により、本市(甲)に損害を与えた場合は、受注者(乙)が本市(甲)に対する賠償の責を負うこと。
- 契約の目的物について、再委託先、再々委託先等によるこの契約の業務の履行に係る部分に契約不適合があった場合は、受注者(乙)が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。
- 再委託、再々委託等にあたって、受注者(乙)、再委託先、再々委託先等は再委託先、再々委託先等に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- 受注者(乙)、再委託先、再々委託先等が、この承諾の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者(乙)、再委託先、再々委託先等に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負いません。

[注意事項]

- 再々委託等にかかる申請の場合、別紙施工体系図(履行体系図)を添付してください。
- 情報処理にかかる申請の場合、再委託先で同水準の情報セキュリティ対策が実施されることがわかるもの(例：再委託先との契約書(案))を添付してください。
- 再委託先が外部サービスを利用する場合は、外部サービス利用基準にもとづく事前承諾が必要となります。